

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成28年12月8日(2016.12.8)

【公開番号】特開2015-135803(P2015-135803A)

【公開日】平成27年7月27日(2015.7.27)

【年通号数】公開・登録公報2015-047

【出願番号】特願2014-198342(P2014-198342)

【国際特許分類】

H 0 1 M 2/02 (2006.01)

H 0 1 M 10/12 (2006.01)

【F I】

H 0 1 M 2/02 B

H 0 1 M 10/12 K

【手続補正書】

【提出日】平成28年10月19日(2016.10.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

発電要素と、

前記発電要素を収容し、外壁の一部に内部空間を小さくする絞り部を有する電槽と、を備え、

前記電槽の角部を、前記絞り部を内側に超えない範囲にて内側に厚くすることにより、前記角部を前記外壁より厚肉の厚肉部とした鉛蓄電池。

【請求項2】

請求項1に記載の鉛蓄電池であって、

前記角部の内周面は、前記絞り部の内周面よりも前記内部空間における外側に位置している鉛蓄電池。

【請求項3】

請求項1又は請求項2に記載の鉛蓄電池であって、

前記角部が前記外壁と同じ厚さとなる時の、前記角部の内周側の半径を基準半径と定義した場合に、

前記角部の内周側の半径が、前記絞り部を内側に超えない範囲にて、前記基準半径よりも大きな値である鉛蓄電池。

【請求項4】

請求項1ないし請求項3のいずれか一項に記載の鉛蓄電池であって、

前記電槽は、複数枚の前記外壁と底壁とを有し、一方に開口する箱型であり、

前記絞り部は、前記外壁の底部側に設けられ、

前記電槽を構成する2枚の前記外壁が交わる前記角部のうち、前記絞り部よりも開口に近い側の角部が、前記厚肉部である鉛蓄電池。

【請求項5】

請求項1ないし請求項4のいずれか一項に記載の鉛蓄電池であって、

前記発電要素は、セパレータを介して正極板と負極板とを交互に積層配置した極板群であり、

前記電槽の前記絞り部は、前記極板群の積層方向と交差する方向を狭くして形成されて

いる鉛蓄電池。

【請求項 6】

請求項 1 ないし請求項 5 のいずれか一項に記載の鉛蓄電池であって、
前記電槽内には、流動可能な電解液が収容されている鉛蓄電池。

【請求項 7】

請求項 1 ないし請求項 6 のいずれか一項に記載の鉛蓄電池であって、
前記電槽の開口を封口する蓋部材をさらに備え、
前記厚肉部は、前記絞り部よりも前記電槽の開口側に位置しており、
前記蓋部材は、前記電槽の前記外壁に接合されるリブと、前記リブと間隔をあけて配置
され、前記電槽の外壁を取り囲む外周壁と、を有する鉛蓄電池。